

# 地域森林計画（変更計画）書（案）

## （山梨東部森林計画区）

自 平成31年 4月 1日

計画期間

至 令和11年 3月31日

（変更年月 令和 年 月）

山 梨 県



## **地域森林計画（変更計画）書 (山梨東部森林計画区)**

### **変更理由**

#### **○ 林道開設路線の追加**

上野原市において、森林資源の循環利用を推進するとともに災害時の迂回路としての機能を併せ持った林道の開設路線を追加するものである。



# 目次

(○印 変更のある計画事項又は計画項目)

## I 計画の大綱

### 第1 森林計画区の概況

1 位置及び面積	1
2 自然的背景	1
3 社会的経済的背景	1
4 計画区内森林の現況	1

### 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

1 伐採立木材積	2
2 人工造林及び天然更新別の造林面積	2
3 林道の開設及び拡張の数量	2
4 保安施設の整備	2
5 要整備森林の施業の区分別面積	2

### 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

1 計画区の課題	2
2 計画の基本的事項	2

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

1 地域森林計画の対象とする市町村別の森林面積	4
-------------------------	---

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4
(1) 森林の整備及び保全の目標	4
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	4
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	4
2 その他必要な事項	4

### 第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	4
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	4
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	4
(3) その他必要な事項	4
2 造林に関する事項	4

(1) 人工造林に関する指針	4
(2) 天然更新に関する指針	4
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	5
<b>3 間伐及び保育に関する事項</b>	<b>5</b>
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	5
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	5
(3) その他必要な事項	5
<b>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</b>	<b>5</b>
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	5
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	5
<b>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項</b>	<b>5</b>
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	5
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	5
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	5
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	5
(5) 林産物の搬出方法等	5
(6) その他必要な事項	5
<b>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</b>	<b>5</b>
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	5
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	6
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	6
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	6
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	6
(6) その他必要な事項	6

#### 第4 森林の保全に関する事項

<b>1 森林の土地の保全に関する事項</b>	<b>6</b>
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	6
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	6
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	6
(4) その他必要な事項	6
<b>2 保安施設に関する事項</b>	<b>6</b>
(1) 保安林の整備に関する方針	6

(2) 保安施設地区の指定に関する方針	6
(3) 治山事業の実施に関する方針	6
(4) 特定保安林の整備に関する事項	6
(5) その他必要な事項	6
<b>3 鳥獣害の防止に関する事項</b>	6
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	6
(2) その他必要な事項	7
<b>4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項</b>	7
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	7
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	7
(3) 林野火災の予防の方針	7
<b>第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>	
1 保健機能森林の区域の基準	7
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	7
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	7
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	7
(3) その他必要な事項	7
<b>第6 計画量等</b>	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	7
2 間伐面積	7
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	7
○ 4 林道の開設及び拡張に関する計画	7
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	10
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	10
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	10
(3) 実施すべき治山事業の数量	10
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	10
<b>第7 その他必要な事項</b>	10
1 保安林その他制限林の施業方法	10
(1) 保安林の施業方法	10
(2) 保安林施設地区の施業方法	10
(3) 自然公園内の施業方法	10

(4) 砂防指定地の施業方法	10
(5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法	10
(6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法	10
(7) 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法	10
(8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法	10
(9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法	10
(10) 風致地区に指定された森林の施業方法	10
(11) 自然環境保全地区等の施業方法	10
(12) 富士山世界文化遺産に指定された区域の施業方法	10

本文中、「前計画書」とは、令和3年12月公表の地域森林計画（変更計画）書（山梨東部森林計画区）である。

また、変更のない計画事項及び項目は、計画事項及び項目名のみを記載しており、計画事項及び項目名に一部変更がある場合は、本計画に読み替えるものとする。

## I 計画の大綱

### (計画の目的)

前計画書のとおり。

### 第1 森林計画区の概況

#### 1 位置及び面積

前計画書のとおり。

#### 2 自然的背景

##### (1) 地形

前計画書のとおり。

##### (2) 河川

前計画書のとおり。

##### (3) 地質

前計画書のとおり。

##### (4) 土壤

前計画書のとおり。

##### (5) 気候

前計画書のとおり。

#### 3 社会的経済的背景

##### (1) 人口

前計画書のとおり。

##### (2) 産業別就業者数

前計画書のとおり。

##### (3) 交通

前計画書のとおり。

#### 4 計画区内森林の現況

前計画書のとおり。

##### (1) 森林の所有構造

前計画書のとおり。

##### (2) 森林資源の状況

前計画書のとおり。

### (3) 保安林等の指定状況

前計画書のとおり。

## 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画書のとおり。

### 1 伐採立木材積

前計画書のとおり。

### 2 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

### 3 林道の開設及び拡張の数量

前計画書のとおり。

### 4 保安施設の整備

#### (1) 保安林の指定面積

前計画書のとおり。

#### (2) 治山事業施行地区数

前計画書のとおり。

### 5 要整備森林の施業の区分別面積

前計画書のとおり。

## 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

前計画書のとおり。

### 1 計画区の課題

#### (1) 多様な森林整備の促進

前計画書のとおり。

#### (2) 森林の保全及び保護

前計画書のとおり。

#### (3) 人工林資源の循環利用の促進

前計画書のとおり。

#### (4) 林業の振興

前計画書のとおり。

#### (5) 里山地域の保全

前計画書のとおり。

#### (6) 県民参加の森林づくり

前計画書のとおり。

### 2 計画の基本的事項

#### (1) 森林整備の方針

前計画書のとおり。

#### (2) 森林の保全及び保護の方針

前計画書のとおり。

**(3) 林業・木材産業の振興の方針**

前計画書のとおり。

**(4) 森林の保健機能の増進に関する方針**

前計画書のとおり。

**(5) 市町村森林整備計画との連携**

前計画書のとおり。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

前計画書のとおり。

#### 1 地域森林計画の対象とする市町村別の森林面積

前計画書のとおり。

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### (1) 森林の整備及び保全の目標

前計画書のとおり。

##### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

前計画書のとおり。

##### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

前計画書のとおり。

#### 2 その他必要な事項

##### (1) 公的関与による森林整備

前計画書のとおり。

##### (2) 民間活力の導入

前計画書のとおり。

##### (3) 林内路網の整備

前計画書のとおり。

### 第3 森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

##### (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

前計画書のとおり。

##### (3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

#### 2 造林に関する事項

##### (1) 人工造林に関する指針

前計画書のとおり。

##### (2) 天然更新に関する指針

前計画書のとおり。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

前計画書のとおり。

### 3 間伐及び保育に関する事項

前計画書のとおり。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

前計画書のとおり。

(3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

### 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

前計画書のとおり。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

前計画書のとおり。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

前計画書のとおり。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

前計画書のとおり。

(5) 林産物の搬出方法等

前計画書のとおり。

(6) その他必要な事項

前計画書のとおり。

### 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

前計画書のとおり。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

前計画書のとおり。

**(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針**

前計画書のとおり。

**(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針**

前計画書のとおり。

**(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針**

前計画書のとおり。

**(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針**

前計画書のとおり。

**(6) その他必要な事項**

前計画書のとおり。

## **第4 森林の保全に関する事項**

前計画書のとおり。

### **1 森林の土地の保全に関する事項**

**(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区**

前計画書のとおり。

**(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法**

前計画書のとおり。

**(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項**

前計画書のとおり。

**(4) その他必要な事項**

前計画書のとおり。

### **2 保安施設の整備に関する方針**

**(1) 保安林の整備に関する方針**

前計画書のとおり。

**(2) 保安施設地区の指定に関する方針**

前計画書のとおり。

**(3) 治山事業の実施に関する方針**

前計画書のとおり。

**(4) 特定保安林の整備に関する方針**

前計画書のとおり。

**(5) その他必要な事項**

前計画書のとおり。

### **3 鳥獣害の防止に関する事項**

**(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針**

前計画書のとおり。

## (2) その他必要な事項

前計画書のとおり。

## 4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

### (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

前計画書のとおり。

### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

前計画書のとおり。

### (3) 林野火災の予防の方針

前計画書のとおり。

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

前計画書のとおり。

### 1 保健機能森林の区域の基準

前計画書のとおり。

### 2 その他保健機能森林の整備に関する事項

#### (1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

前計画書のとおり。

#### (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

前計画書のとおり。

#### (3) その他必要な事項

前計画書のとおり。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

前計画書のとおり。

### 2 間伐面積

前計画書のとおり。

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

前計画書のとおり。

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:km

区分	開設		改築		改良		舗装	
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
計画総数	69	73.5	13	25.0	136	150.5	79	92.0
前半5カ年の計画量	18	32.5	2	4.0	16	23.8	1	5.0

詳細については、別紙一覧表のとおり。

別紙一覧表

① 開設

単位 延長:km 面積:ha								
開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	対図 番号
開設	自動車道	林業専用道	富士吉田市	滝沢1号支線	1.3	38	○	1
	小計				1	1.3		
開設	自動車道	林道	都留市	菅野盛里	2.1	1,539	○	2
〃	〃	〃	〃	細野鹿留	6.3	1,869	○	3
〃	〃	〃	〃	盛里	1.2	180	○	4
〃	〃	〃	〃	盛里王の入	1.0	297	○	5
〃	〃	〃	〃	鹿留山	1.0	440		6
開設(改築)	〃	〃	〃	細野鹿留	(3.0)	1,869	○	
〃	〃	〃	〃	黒野田	(1.0)	1,925		
〃	〃	〃	〃	鹿留	(2.0)	1,285		
〃	〃	〃	〃	盛里	(1.9)	526		
	小計				(4) 5	(7.9) 11.6		
開設	自動車道	林道	大月市	大藏沢大鹿	4.0	1,224	○	7
〃	〃	〃	〃	扇山	0.2	267		8
〃	〃	〃	〃	大鹿	0.5	192		9
〃	〃	〃	〃	峰山	0.3	42		10
〃	〃	〃	〃	百蔵	0.5	117		11
〃	〃	〃	〃	染川	0.3	92		12
〃	〃	〃	〃	清水入	0.5	40		13
〃	〃	〃	〃	朝日小沢	0.5	53		14
〃	〃	〃	〃	札金	0.6	280		15
〃	〃	〃	〃	原入	0.5	91		16
〃	〃	〃	〃	側子峠	0.7	133		17
〃	〃	〃	〃	滝子沢	0.7	81		18
〃	〃	〃	〃	梅久保	0.5	31		19
〃	〃	〃	〃	大入	0.5	65		20
〃	〃	〃	〃	宮谷沢	0.5	51		21
〃	〃	〃	〃	大沢川	0.5	73		22
〃	〃	〃	〃	桑西	0.5	65		23
〃	〃	〃	〃	奈良子大峠	0.5	80		24
〃	〃	〃	〃	鈴懸大地峠	4.0	1,000		25
〃	〃	〃	〃	奈良子小金沢	3.0	820	○	26
〃	〃	〃	〃	刈屋野	1.0	100		27
〃	〃	林業専用道	〃	船窪1号支線	1.8	70		28
〃	〃	〃	〃	大藏沢大鹿 1号支線	1.2	150		29
開設(改築)	〃	林道	〃	黒野田	(2.0)	1,925		
〃	〃	〃	〃	奈良子	(2.0)	2,290		
〃	〃	〃	〃	真木小金沢	(2.0)	4,115		
〃	〃	〃	〃	富士東部(北)	(6.5)	1,313		
	小計				(4) 23	(12.5) 23.3		
開設	自動車道	林道	上野原市	富士東部(北)	0.5	1,313	○	30
〃	〃	〃	〃	富士東部(南)	1.2	610	○	31
〃	〃	〃	〃	小桐藤尾	0.3	50		32
〃	〃	〃	〃	沢渡小桐	0.3	90		33
〃	〃	〃	〃	千足	0.3	80		34
〃	〃	〃	〃	奈良山	0.5	81		35
〃	〃	〃	〃	日高	0.5	117		36
〃	〃	〃	〃	小裾辺	0.5	129		37
〃	〃	〃	〃	神田木	0.3	92		38
〃	〃	〃	〃	金山	0.5	35		39
〃	〃	〃	〃	和見桑久保	0.5	26		40
〃	〃	〃	〃	藤尾	0.5	60		41
〃	〃	〃	〃	盛里王の入	0.5	75	○	42

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5か年の 計画箇所	対図 番号	備考
〃	〃	〃	〃	穴 路	3.0	210		43	
〃	〃	〃	〃	鈴懸大地峠	6.0	500		44	
〃	〃	〃	〃	柄 穴 駒 門	0.8	50	○	45	
小計					16	16.2			
開設	自動車道	林道	道志村	板 橋	0.7	30		46	
〃	〃	〃	〃	道 坂	0.5	60		47	
〃	〃	〃	〃	大 室 指	0.5	262		48	
開設(改 築)	〃	〃	〃	富士東部(南)	0.4	1,285			
小計					(1) 3	(0.4) 1.7			
開設	自動車道	林道	忍野村	寺 久 保	1.0	97	○	49	
〃	〃	〃	〃	内 野	1.0	142	○	50	
〃	〃	〃	〃	忍 草	1.0	152	○	51	
〃	〃	〃	〃	腰 卷	0.5	53		52	
〃	〃	〃	〃	二十曲峠公園	0.5	51		53	
〃	〃	〃	〃	内 野 石 割	0.5	187		54	
開設(改築)	〃	〃	〃	鹿 留	(1.0)	183			
〃	〃	〃	〃	明 見 忍 野	(1.0)	110	○		
小計					(2) 6	(2.0) 4.5			
開設	自動車道	林業専用道	富士河口湖町	西 川 新 倉 線 1 号 支 線	1.3	39		55	
開設(改築)	〃	林道	〃	逢 坂	(1.4)	1,925			
小計					(1) 1	(1.4) 1.3			
開設	自動車道	林業専用道	鳴沢村	大田和1号支線	1.7	81	○	56	
〃	〃	〃	〃	大田和2号支線	1.7	81	○	57	
〃	〃	〃	〃	軽水1号支線	3.3	110	○	58	
〃	〃	〃	〃	二ツ山1号支線	1.6	105	○	59	
小計					4	8.3			
開設	自動車道	林道	小菅村	大 長 作	0.7	137		60	
〃	〃	〃	〃	大 丹 波 峠	0.3	37		61	
〃	〃	〃	〃	小 沢	0.3	35		62	
〃	〃	〃	〃	棚 沢 大 成	0.3	52		63	
〃	〃	〃	〃	小 永 田	0.9	19		64	
〃	〃	〃	〃	渡 茶 ア 山 沢 入	0.5	62		65	
開設(改築)	〃	〃	〃	玉 川	(0.8)	372			
小計					(1) 6	(0.8) 3.0			
開設	自動車道	林道	丹波山村	貝 沢	0.3	153		66	
〃	〃	〃	〃	山 王 沢	1.0	57		67	
〃	〃	〃	〃	大 指	0.3	60		68	
〃	〃	〃	〃	杉 奈 久 保	0.7	132		69	
小計					4	2.3			
開設合計					(13) 69	(25.0) 73.5			

## ② 改良

前計画書のとおり。

## ③ 補装

前計画書のとおり。

## 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

前計画書のとおり。

### (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

前計画書のとおり。

### (3) 実施すべき治山事業の数量

前計画書のとおり。

## 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

前計画書のとおり。

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他制限林の施業方法

#### (1) 保安林の施業方法

前計画書のとおり。

#### (2) 保安施設地区の施業方法

前計画書のとおり。

#### (3) 自然公園内の施業方法

前計画書のとおり。

#### (4) 砂防指定地の施業方法

前計画書のとおり。

#### (5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

前計画書のとおり。

#### (6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法

前計画書のとおり。

#### (7) 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法

前計画書のとおり。

#### (8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法

前計画書のとおり。

#### (9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

#### (10) 風致地区に指定された森林の施業方法

前計画書のとおり。

#### (11) 自然環境保全地区等の施業方法

前計画書のとおり。

#### (12) 富士山世界文化遺産に指定された区域の施業方法

前計画書のとおり。

## 林道・林業専用道 開設設計画箇所位置図 山梨東部森林計画区（富士・東部林務環境事務所管内）

山梨東部森林計画区（富士・東部林務環境事務所管内）



